

## 第10回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年11月26日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田 マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 林 秀司	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 岡本 健治	14番 青葉 真	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
8推 河野 恒弘	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 欠員
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文	16推 欠員	17推 原田 和義
18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行		

### 2. 欠席委員

6番 松山 純久	17番 佐々岡常喜
1推 前田 正典	

### 3. 事務局出席職員

佐々本事務局長、木原農地係長、  
農林振興課 川邊主事、  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、  
NOSAI 島根浜田事務所 広山所長

会 長

おはようございます。2、3 まだおられない方がおられますが、定刻になりましたので、ただいまから第 10 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。非常に今年の場合には 7 月 8 月は暑くてやれないという状況でございましたが、9 月過ぎそれから最近また一段と寒くなってきてまいりまして、非常に天候の機嫌といいましょうかそういったものが今年の特徴じゃなかったかと思っております。そういった関係で水稻の作況等につきましても、平年並みだということになっておりますが、集荷実績が 22 日現在を農協の方からもらってきたのでございますが、特に平坦部がそういった天気の良い関係もございまして等級が良くないと、特に乳白等といったものが出てきている様でございまして、ちなみに 1 等米比率を見ても浜田地区で 56.7%、三隅で 49.7%、金城は 90.5%なり弥栄が 82.3%、旭が 85.6%ということで、こういったら語弊がありますが中山間地は非常に統計がいいわけでございますけど、平坦地はどうしても悪いと昼夜間の温度差の関係もございましょうが特にとりわけ三隅については半分も満たしてないというふうな状況になっております。先程も委員と話したわけでございますが、同じ三隅の中でも奥部の方とかはいいんですけど、どうしても海岸部は悪かったというふうなことも言っておられます。ということで本年は皆様方から予約していただきました米約 1,000 袋ばかりオーバーをいたしまして、86,400 袋くらい今現在集めております。まだもう少し出していただきたいと JA からお願いがあり、委員の方からも集荷運動をしておられますので、皆さん方の中でございましたら出荷をしていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

本日の欠席は、6 番松山純久委員以上 1 名の方から欠席の届出が出ております。また早退は、7 番廣瀬康友委員、2 推田村邦麿委員、以上 2 名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、7 番廣瀬康友委員 8 番三明多佳志委員です。よろしくお願いたします。

議事に入ります前に事務局の方から発言を求められておりますので、それを許可いたします。お願いたします。

事務局

おはようございます。今日はですね、今ここにいらっしゃいます手島さんが昨年の 12 月 10 日から今年の 12 月 10 日、1 年で農業委員会事務局、農地係の臨時職員の任が解かれます。ということで 11 月の総会、12 月の総会でも彼女の顔を見ることはできませんので、非常に彼女には前河野係長がお世話になりまして臨時職員さんの中でもわたしが見てきた中でも 1 番やっているというふうに、本当に思っておりました。手島さんの方からは時間もかかるし、そういうことはしなくてもいいと言われたのですが、本当にお世話になりました。なので、皆様の方にご報告させていただきまして、手島の方からも一言お願したいと思っております。

手島

失礼します。手島です。1 年間でしただけですごくあっという間に過ぎてしまいました。実家の方でも農家ではないので農業のことが分からなくて、まして農地のことが全然分からなくて最初はすごくとまどったんですけどいろいろ教えてもらっていい経験になりました。これから農業される方も、また支援される推進委員さんの方もお身体に気を付けて頑張っていたらと思っております。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

～拍手～

会長	<p>手島さん、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。また会うときがございましたらよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告の前に資料の確認をお願いします。封筒の中に本日の次第、それから資料、それがああります。それから農用地利用集積計画案、それから平成30年11月の現況写真、転用等案件箇所の一覧、それから、後で説明させていただきますけれども農地機構便り、本日お配りしております農用地利用集積計画の一部変更リストの資料があるかと思いますが、確認をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地 利用集積計画の策定について、審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、13件、23筆、32,165㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は11月30日を予定しており、利用権設定については開始日を12月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひます。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～全委員 挙手～</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は長沢町の田・畑です。場所は石見小学校から約800m北の、長沢町2-3町内です。この申請は、譲受人が 贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は40a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>続きまして2号について説明します。申請地は、資料6ページ7ページをご</p>

	<p>覧ください。図面番号は②です。申請地は三隅町芦谷の田・畑です。場所は井野公民館から約2,000m西の本谷です。この申請は、譲受人が贈与で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は60a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号16番大谷委員お願いします。</p>
16番(大谷数義委員)	<p>16番の大谷です。先日事務局の方と一緒に現地を確認いたしました。農地と現況を見てなかなか農地と判断しにくいところもございましたが、申請にあたっては何ら問題はない様に思いましたので、どうぞよろしく願いをいたします。以上です。</p>
会 長	<p>2号は5番川本委員または小川推進委員お願いします。</p>
5番(川本聖光委員)	<p>川本です。事務局と先日現地を確認しましたが、問題ないと思います。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、相生町の田です。場所は石見公民館から約1,000m南の、相生町2-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅兼車庫をとするものです。10ページの顛末書をご覧ください。既に昭和52年から現地に建物が建築されており、また、昭和61年に隣接地の転用に関する届は提出されていたという案件です。周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われまます。</p> <p>農地法第4条申請については、1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号6番神田推進委員お願いします。</p>
6推(神田進委員)	<p>神田です。先般、事務局さんと松山委員さんと現地を確認いたしました。③の写真の様にもうだいぶ前から家が建っている様でございまして、顛末書も</p>

	出ておりますし、その内容は、その顛末書に詳しく書いてございました。その通りでございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 12 ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は岡見公民館から約 650m 東の、岡見郷です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 1 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、一時転用として災害復旧のための資材置場としての利用の案件です。</p> <p>続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 13 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は岡見公民館から約 820m 北の、松原です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 1 種農地に該当します。この案件は 1 号同様、また、次の 3 号の隣接地で、当該申請の転用目的は、一時転用として災害復旧のための資材置場としての利用するものです。</p> <p>続きまして 3 号について説明します。この案件は 2 号の隣接地で、申請地は、三隅町岡見の田です。場所は岡見公民館から約 820m 北の、松原です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 1 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、一時転用として災害復旧のための資材置場としての利用するものです。</p> <p>4 号について説明します。申請地は、資料 14 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、下府町の田です。場所は JR 下府駅から約 230m 南東の、下府町 6-2 町内です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内準工業地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築をするものです。農地が隣接しておりますが、水路は確保されていることから、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>最後に 5 号について説明します。申請地は、資料 15 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は浜田東中学校から約 1,650m 東の、久畑町内です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場として整備するものです。周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 5 件です。</p>

会 長	ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号から3号まで11番渡辺委員または岡田推進委員お願いします。
11番(渡辺弘之委員)	渡辺です。先日事務局さんと現地を確認いたしました。今説明がありました様に1から3、岡見が災害復旧工事のための資材置き場にされる予定です。特に問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。
会 長	4号5号について8番三明委員または河野推進委員お願いします。
8番(三明多佳志委員)	三明です。先般、事務局の方と現地を確認した結果、ただ今の報告・説明のとおりでございます。よろしくお願いします。
会 長	以上で、第 5 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 はい、どうぞ。9番、林委員。
9番(林修司委員)	はい、どうも。農業委員9番の林です。1号から3号について岡見が災害復旧における一時転用ということですが、一時ということはいずれ農地として復旧するという含みがあると思いますが、そのあたりの期限を限る必要があるのかないのかということについてご意見をいただけたらと思います。
会長	はい、一時転用ということで、期限がきたら農地になるのかどうなのかということですが、事務局の方で分かりますか。
事務局	はい、申請書、そこに書くところがなくて申し訳なかったんですけど、申請書にはですね今回の一時転用が許可の日から平成31年6月30日まで、約半年間での期限という資材置き場ということで、申請をいただいております。
会 長	その後は。
事務局	その後は、場所によっては県道改良があつてですね、非常に狭くなったといふところがあつてですね、田んぼ、すいません、その前に1点、資料の修正をお願いしたいんですけど、現況写真の3ページのですね、今の図面番号4の5条1号、真ん中ですね。そのところですね、地目を畑と書いておりますが、田んぼの間違いでございます。修正をお願いします。今、実際耕作は水稻としてはやられてられない、3ヶ所ともですね、そういった案件ですが農地としては利用できるものと考えております。
会 長	はい、分かりましたが渡辺委員、もしくは岡田推進委員の中で一時転用後のことについて何か聞いてられますか。
	特には聞いてないのですが、何年も作ってないので今後もちよっと難しいかなど。
会 長	ということは農地としての復元は難しかろうという判断ですか。
12番(渡辺弘之委員)	はい。
会 長	ということだそうですので、はい。
19番(玉田一委員)	これは泥か何かを埋め立てて資材置き場にされるんですか。 このままするのでは何か難しい気がするのですが。
事務局	事業計画書にはですね、発生する残土の仮置き及び資材の仮置きとして、資材置き場として使用する。なお、再度現地に埋め戻すので一時の仮置き以外の用途には使用しないという目的、転用目的についてはそういう記載がございます。
会 長	ということは残土か何か埋めないということですか。

事務局	そうですね、残土の仮置き、それから資材の仮置き場として使用すると記載がありますので、埋め立て、それから終わり次第撤去という目的と書いてございます。
会 長	はい、岡田委員どうぞ。
11 推（岡田勝委員）	11 番、推進委員の岡田です。先般岡田工務店の担当の方と少しお話をしたのですが、最終的に残土は撤去するというお話を聞いてますので、元通りにされるものと私は思っています。以上です。
会 長	はい、そういうことでしたら推進委員さんの方も目を光らせておいて、あと農地として使われるかどうか確認しておいてください。お願いいたします。何かご意見ございませんでしょうか。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料 17 ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は、JR 岡見駅から約 300m 西の須津 5 区です。当該申請地は、昭和 58 年の災害後から耕作放棄され、現在は原野化しています。また、市道の改良工事により一部が道路となり、すり鉢状の土地となり、ますます耕作が困難な状況となっております。</p> <p>続きまして 2 号は、資料 18 ページから 22 ページになります。図面番号⑨をご覧ください。申請地は、下府町の田・畑です。筆は 5 か所程度分散しておりますが、その中心の場所は国府小学校から約 500m 南東に位置しております。当該申請地は、それぞれ年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。</p> <p>3 号は、資料 23 ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は、浜田東中学校から約 1,550m 東の、天神町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。なお、当該地は保安林指定が予定されております。</p> <p>4 号は、3 号の隣接地で、申請地は上府町の田です。当該申請地も耕作放棄となり、現在は原野化しています。</p> <p>5 号は、資料 24 ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、内村町の畑です。場所は、美川公民館から約 500m 南の、松羽町内です。当該申請地は、八幡宮の上手に位置し、以前は、共同の畑を耕作しておられたようですが、長年の耕作放棄により、申請地周辺は山林化しています。</p>

	<p>続きまして6号は、資料25ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、内村町の田です。場所は、美川公民館から約150m北東の、本郷中町内です。当該申請地は、グループホームの隣接地でその建設時に造成が実施され、農地としては、耕作できない状態となっております。</p> <p>7号は、資料26ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、金城町久佐の畑です。場所は、久佐公民館から約2,050m南東の宇栗です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。</p> <p>8号は、資料もどりまして4ページをご覧ください。図面番号⑭です。申請地は、長沢町の田・畑です。場所は石見小学校から約900m北の長沢町2-3町内です。当該申請地は、第3条の1号の案件と同じ所有者で、3筆とも宅地に隣接した箇所で、すでに電柱が設置されたり、歩道となっている状態です。</p> <p>最後に9号は、資料27ページをご覧ください。図面番号15です。申請地は、金城町波佐の畑です。場所は波佐小学校から約550m北の、菅沢です。当該申請地は、道路改良が実施され、農地が狭くなり、年月日不詳より耕作放棄され、現在は雑種地となっております。</p> <p>転用統制外証明願は以上9件です。</p>
会長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。
会長	1号は11番渡辺委員または岡田推進委員お願いします。
11番(渡辺弘之委員)	渡辺です。先日現地を確認いたしました。先程事務局から説明がありましたとおりで、よろしくをお願いします。
会長	2号から4号につきまして、8番三明委員または河野推進委員お願いします。
8番(三明多佳志委員)	三明です。ただいま事務局さんの報告のとおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会長	5号6号につきまして18番佐々木委員または永見推進委員お願いします。
18推(永見繁廣推進委員)	永見です。よろしくをお願いします。今の例の山の分の説明でございますが、これは昭和20年代に戦後の木がありますが建物がなくなるときに、共同で山の、地図で見てくださいとちょうど今の山の上くらいに皆さん見れば分かると思いますが山の上です。写真も見ていただければ山の上ですが昭和20年代にさつまいもを作っておられたそうです。それでだいたい昭和30年に入った頃から、もう誰も行かなくなったりということでそのままになっているということです。それで今につきましては現在73歳くらいの方に聞いたんですけども、この方が小学校1年頃には山にさつまいもを取りに行ったり今でいうということを確認しております。ご審議の方よろしくをお願いします。それと稲垣さんの件でございますけれども、これ若干写真のところをちょっと図面番号⑫のところ、これ山林になっておりますが、原野の方でよろしくをお願いします。
事務局	失礼します、耕作放棄、山林ではなく原野、または雑種地という現況でございます。失礼しました。
18推(永見繁廣推進委員)	すいません、お願いします。これは先程ございました様に美川園の美川の里というところで、今2018年ですが2000年代にここに施設ができたので、そのときに埋め立てたそうでございますけど、その後稲垣さんがですね、親族の相続で引き継がれて果樹園か何かをしたいなということだったそうなんですけれども、退職されましてできなかった、今もできないということです。



	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
会 長	7号は15番柿元委員または小谷推進委員お願いします。
15番(柿元 信次委員)	柿元です。先日小谷委員さんの方と事務局さん3人で、現地を確認しました。説明の通りです。よろしく願いいたします。
会 長	8号は16番大谷委員お願いします。
16番(大谷 数義委員)	大谷です。先日事務局の方と現地を確認いたしました。田並びに畑の状態は現在残ってなく、写真を見ていただく様な状況でございます。別に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
会 長	9号は17番原田推進委員お願いします。
17推(原田 和義推進委 員)	原田でございます。先日21日に現地を事務局の方、佐々岡委員と私で現地確認に参りました。写真を見ていただきます様に市道が真ん中にありまして、その拡張でほとんどつぶれて、両方の法面みたいなかたちになっておりまして、とても畑としては耕作できないかなと思われるところでございます。審議の方よろしく願いいたします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。事務局さん、これは顛末処理で誰が顛末書を書いたのか分からないですね。今度から住所、氏名を書いていただく様にしてくださいませ。
事務局	わかりました。すいませんでした。
会 長	よろしく願いいたします。 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 1号について、説明します。資料29ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、金城町波佐の田です。場所は、波佐小学校から約650m南西の亀谷原です。30ページの顛末書、先程会長さんがご指摘された顛末書でございますけれど、これは県の方から出ているものでございます。それも提出されている案件で、この届出は県道の災害復旧工事の廃土の埋め立てを行い、その後、農地として利用する予定となっております。平成30年6月20日から平成32年4月30日までを廃土期間として、災害復旧工事で発生する廃土1,100㎡で届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。 続きまして認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1号は、資料32ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、櫛田原町の田です。場所は、美川公民館西分館から約2,000m南の位置です。この届出は、平成31年1月上旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。 続きまして2号は、資料33ページ、図面番号⑫をご覧ください。届出地は、三隅町矢原の田です。場所は、黒沢公民館から 約1,150m南西の矢原郷です。この届出も平成31年1月上旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基

	地局を設置するというものです。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。補足説明がございますか。よろしくお願いいたします。
事務局長	失礼します、先程の公共事業による廃土の件なのですが、これは実は今日は欠席ですけれど、佐々岡農業委員さんの方から私に今情報が入りまして、実際見に行きまして、やっぱりこれはおかしいということで届け出がですね、それで事後報告にはなるのですが、県の方で話をしまして、ちょっと仔細を出して欲しいということでこういうかたちになっておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	おかしいというのは何がおかしいのですか。
事務局長	届け出が。
会 長	届け出か。
事務局長	放っていたんですよ。
会 長	では報告を終わります。
会 長	その他事務局からありましたらお願いします。
事 務 局	最初に、農用地利用集積計画の内容の一部変更について、農林振興課から報告させていただきます。
農林振興課	失礼します。農林振興課の川邊と申します。お手元にお配りしております農用地利用集積計画の一部変更というのをお配りしております。こちらリストなのですが、農用地利用集積計画によって農業振興公社に利用権設定していただくこのリストについてですね、計画の期間を変更したいという申し出がありました。この計画についてはですね、農用地利用集積計画の共通事項によりまして、やむおえない理由があれば変更が可能というふうに認められているところがございます。今回はですね、この土地の地番について期間を少し延ばしてほしいというようなことの話でございまして、当事者と市町村で話し合いをして、それで農業委員会の事務局の方にも相談の方をさせていただきまして、やむを得ない理由だろうということで、これらの番地の期間の方を、農用地利用集積計画ですね、利用権の期間を延ばすということでですね合意にいたったところがございます。それで合意のいたったところがございますが、農業委員会の総会の場合でも報告をさせていただきたく、こういった報告をさせていただいたところがございます。よろしくお願いいたします。
事務局	次に、農地機構だよりについて、しまね農業振興公社から説明させていただきます。
しまね農業振興公社	失礼します。しまね農業振興公社の植本でございます。農地中間管理機構等、大変皆様のお世話になっており、高い席からではございますが皆様方に一言お礼もうしあげます。皆様方の方に第1号の便りをお渡ししました。以前お話をしております様に、なかなか公社とは4年間の連携ということでありますけれども具体的なものがないということで、今年11月から毎月、農地機構だよりで情報提供をする初版ということでございます。内容につきましては、なかなか当初の目的が果たせないような気がしておりますけれども、また皆さんの方からご意見、ご要望があれば伝えていただきまして、本当の意味での農地機構だよりというもので仕上がっていく様に、いろいろと公社の方も起

	案をしていきたいと思ひます。今回につきましては一緒にやろうというのが目的として書いてありますので、またご覧いただければと思ひます。以上でございます。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、NOSAI島根さんから、保険について、紹介をさせていただきます。資料を今から配りますので、よろしくお願ひします。
NOSAI 島根	<p>皆さんどうも失礼いたします。大変貴重な時間を割いていただきましてお礼を申し上げたいと思ひます。島根NOSAIではただ今、来年度の収入保険の申し込みを受け付けているところでございますが、先般農水省の方から参られまして、いわみ一でその説明会もやったところでございます。たいへんたくさんの方のご参加をいただきまして、この農業委員の皆様の中にも何人かご出席をいただいた方がおられます。終わりました相談ブースの時間、相談ではいっぱいになりまして、普通の席のところでも対応をしたという状況でございました。日頃から農業委員の皆さん方にはNOSAIの収入保険等につきまして、ご協力をいただいておりますけれども、この後説明をさせていただきますのでいっそうの何かしらのご協力を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひします。最初にあたりちょっと、それでは。</p> <p>失礼します。NOSAI島根浜田事務所の広山でございます。本日は総会の後のたいへん貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。皆様ご存じのことかと思ひますが31年の1月からですね、新たな保険、収入保険が始まります。その収入保険について若干説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。まずこの収入保険ですが、全ての農作物を対象に収入源を補填する保険となっております。今まではですね、水稻共済とかですね、大豆、園芸、果樹、それぞれ品目ごとに保険をかけていただくという形でございますが、こちらの収入保険はですね、農業収入の全体を金額として保障するという制度となっております。様々なリスクを対象としておりまして、1番左上にですね、自然災害や鳥獣被害で収量が下がった場合ですね、こちらの水稻1筆、1枚ごとに保障する保険ではこちらの保障のみが対象となっております。収入保険ですとそれ以外の載っていますリスクに対して対応をさせていただいております。まずその下ですね、災害で作付不能になった場合ですね、これは3年前にですね熊本地震がございました。4月にあった地震でありましてですね、地割れ等で作付が普及ができなくて作付がその年はできなかったといった場合にはこの収入保険で保障するということになっております。あとその下に倉庫が浸水して売り物にならなくなったと、従来の水稻共済はですね、田植えをされてから刈り取られるまでが保障期間となっております。その後に倉庫に保管をされておられたとかいった場合に土砂流入とか水害等で災害を受けられた場合に対象となっております。その下に盗難や運搬中の事故にあった場合ということで盗難に遭われた、圃場から調整のために乾燥機にかけるために運ばれている途中で、事故をされて売り物にならなくなった場合についても保障の対象ということになっております。右側ですね、市場の価格が下がったということで、以前から比べるとですね、米の価格もずいぶん下がってきたわけですが、今後も米の市場がどの様に経過するか分かりませんが、こちらで価格が下がった物も対象となっております。その下ですね、けがや病気で収穫ができなかったと、こういった場合に不慮の事故等々で収穫ができなかった場合、収入も減少するわけですが、そういった場合にもこの収入保険が対象となっております。</p>

ます。あと取引先が倒産したとか、一掃される場合の為替変動で損をしたといった場合、数多くのリスクに対応するという保険でございます。続いて開いていただきまして、収入保険ということで掛け金、保障内容等を載せてありますが、まず青色申告をされておられる農業者の皆様が対象となっております。その下に基準収入1,000万の場合ということで例に挙げて載せておりますが、1,000万の場合で保険期間の農業収入が900万、9割を下った場合に保険をされます。その下に保険金額のイメージということで載せておりますが、例えば農業収入が800万だったといった場合には900万借りますと100万収入が減ったということになりましてその減った額の9割を保障するということとなりますので、800万なら90万の保険金をお支払いするということになっております。下に700万、500万と載せておりますがもし収入が半分だった場合には360万の保険金の支払いをするという流れとなっております。それで、こちらの保障の方なんです、まず8割部分が掛け捨ての保険となっております。もう1割部分を足していただきますと最大で9割の保障をするわけですが、あと残りの1割は積立型の保険となっております。その下に掛け金はいくらになるのかということで載せておりますが、1,000万の基準収入の場合、初年度合計ですと325,000円の保険料となっております。内訳としては掛け捨て部分の保険が78,000円、これ保険料率が1.08となっております。これは全国的に1月1日から保険を開示するわけですが、皆さん最初はこの1.08から保険料スタートいたします。掛け捨てでない積立部分、こちらが252,000円となります。事務費が22,000円、1,000万の基準収入の場合合わせまして325,000円の掛け金となります。その下に載せておりますが掛け捨ての保険部分は事務費と合わせてなんです、こちらは国が半分負担しております。農家さんの負担が半分となっております。積立の掛け金につきましては75%、4分の3がですね、国が掛け金をみております。残りの4分の1が農家さんの負担となっております。それで積立の保険料なんです、31年に保険料かけていただいて被害がなかったという場合にはですね2年目にこの積立金は移行します。それで、3年目も4年目も被害がない場合はずっと積立金は持ちこしをしますので、次年度は掛け捨て部分の保険料と事務費を掛けていただくという形となっております。それで、最終的にずっと4、5年掛けておられて実際に被害もなくて、5年後に農業を止められたとかこの収入保険自体を止められて従来の保険に移行されたといった場合には、この積立金というのは農家さんにそのままお返しいたします。お支払いがなければ次年度に移行しながら農業を止められたという場合には積立金はお返しするという仕組みとなっております。続いてとなりの2ページ目なんです、こちらには販売される、生産される農作物全体が保障ですよということで載せております。ただ一部、肉用牛、肉用仔牛、肉豚、養鶏等処置をされている品目についてはこの収入保険にご加入することはできません。それ以外は概ねの品目が収入保険の対象となっております。収入保険にご加入をいただくと従来の農業共済の保険は加入することができません。収入保険か従来の保険かを選んでいただくという形となります。それと合わせてならし対策と野菜安定価格制度、こちらにご加入されておられる方も収入保険に加入されればこちらには重複して入ることができませんので、そういった形の仕組みとなっております。それでその下に危険段階の保険率ということで、まず0、先程もご説明いたしました、1.08の掛け捨ての保険料となりますがこちらの自動車保険と一緒に

で事故がなければ、このマイナス1、マイナス2、この様に掛け金が下がっていきます。逆に保険の支払いが発生すれば1、2、3、4と1段階ずつ掛け金は上がっていくという形で最大で上は10段階、下は10段階ということで保険料は変動をしております。それで、下に収入保険の全体スケジュールとして載せておりますが、この11月、今月、あとわずかで終わりますが当初は11月末までが加入申請ということで進めてまいりましたが、先般の農業新聞にも載っておりますがこの加入申請が12月末までということで延期となりました。ただ、とは言えこちらより多くの方にご加入をいただくということで今進めてまいっておりますので、12月末、まあ12月の中頃までのところで加入者の方に推進をして1人でも多くご加入をいただく様、事業を進めてまいっております。それで31年の1月から12月が保険の期間となりまして翌年の32年の3月までに31年度分の申告をされると思うのですがそのデータをまたお受け取りして、そちらの金額によって支払いが発生するのかもしれないのかということをお判断させていただいて3月から6月の間でお支払いをするという流れとなっております。実際には保険の計算をするのに26年、27年、28年、29年度分の4年分の、もう5年以上されておられる方は26年以降のデータをお預かりをして、4年分ですら今回計算をいたします。それで30年の申告を来年の3月までに行おうと思うんですが、そちらのデータを申告後にお預かりをして最初は4年分で計算をして、次30年の申告データをお預かりをして5年分で再度計算をし直して追徴科目等をその次の掛け金等で調整をしてお預かりをするという流れとなっております。それで掛け金のお支払いなのですが1回でお支払いも選択できますし、最大で来年の8月までに納金をいただければ結構でございますので、一括でお支払い、あとは2回、3回、5回、最大で9回の分割でお支払いを選択が可能となっております。あと掛け金とどうしてもお支払いをするまでに時間がかかりますので、それまでの運転資金とかそういったことについて今、各農協さんや信金さんや合銀さん等々の金融機関の方にこういったご相談があればのってくださいということで、どの金融機関もご承諾をいただいております。ご相談いただければいろんな面で相談にのっていただけるという体制もっております。あと中に収入保険への加入者のということで両面刷りをご用意させていただいております。こちらの全国で加入手続きの終わった方等々の声を紹介させていただいておりますので、ご覧になっていただけたらと思っております。それで、もう1枚収入保険の掛け金等早見表ということでお付けしております。先程ご説明させていただいた金額が基準収入が1,000万の場合の掛け金、合計で325,000円とお話をさせていただきましたがこちらは50万、100万、あと100万単位ごとに計算をしたものを載せております。一番右側のご負担いただく掛け金等合計が実際に納めていただく掛け金となっております。それで掛け捨て部分で8割を保障しますが掛け捨て部分のみのご加入もできますし、私は最大の保障を受けたいと言われる方は、それに積立の1割保障を出していただくという選択も可能です。あと掛け捨ては8割が最大です。積立は1割が最大ですがその保険料も、掛け捨ての保険料も8割が最大ですが75%とか70%の加入がしたいとか、積立は10%と5%の2本立てとなっておりますので、ご選択をいただいご加入をいただければと思っております。それでは、たいへん早口で説明をさせていただきましたが、これで説明を終わりたいと思っておりますが何かご質問等がございましたらお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局	ただ今の説明について何かご疑問点等ございますでしょうか。
19 番（玉田一委員）	今の説明の中で加入条件が青色申告と言われましたよね。でないだとダメですよね。
NOSAI 島根	これは国の方もこの保険を作るのに5年間思案したわけなのですが、青色申告というのがひとつの正確性といえますか、それを保っているという観点から青色申告の加入者の方ということで農水の方が決定をして、この保険が始まっております。
19 番（玉田一委員）	今、長々説明受けましたけれどもこの中の皆さんが何人青色なのか分かりませんが、私は違うものでやっているから対象にならない。以上です。
会 長	確定申告の際の保険料控除の対象にはなるんですか。
NOSAI 島根	保険料の控除につきましては、先程の掛け捨て部分の保険料と事務費は控除の対象となります。今、水稻共済にご加入いただいている場合も掛け金と賦課金が控除の対象になるんですが、そちらは控除の対象になりますが積立金は、あくまでも預かり金ということになりますので、預かり金扱いということになります。
会 長	これでいくと3番と7番ですか。
NOSAI 島根	そうですね、3番の掛け捨て部分の保険料と事務費の7番とこちらを足していただいたものが、保険の控除という扱いになっております。
会 長	はい、ありがとうございます。
事務局	その他ございますでしょうか。
会 長	余談ですが浜田は今どのくらい申し込みがありますか。
NOSAI 島根	今、税務データ等お預かりをして掛け金の見積もりをさせていただいている方が20件弱というところで、島根県で910名のご加入ということで、これ全国的に10万人のご加入を見込んでいるのですがそのうちの島根県は910人が必達ということで農水から指令されておりますので、12月末まで延期はなったわけなのですが、1人でも多くご加入いただける様に推進して努力をしているところでございます。それと確定申告なのですが、30年から青色申告に変えられるという方も私推進の回ったなかで何人かおられました。30年で申告される方は今度32年産からご加入はいただけます。1年青色申告のデータがありますとご加入はできます。ただ先程の保険料、掛け捨ての保険部分が1年の場合ですと7割が最大となります。7割、6割、5割から選んでいただくという形で若干年数が足りないと満額の8割に入りたくても上限が下がってしまうという形で2年目にはそれが75に上がるとか、そういった形でデータが増えていけば最大の8割までご加入がいただけるという形となっております。
事務局	広山さん、どうもありがとうございました。
NOSAI 島根	ありがとうございます。
事務局	それではあと3点ばかり、報告をさせていただきます。事務局から、現在欠員となっております、農地利用最適化推進委員についてです。現在、今月末を期限に募集をしておりますが、今日段階で募集定員2名の応募をいただいているところです。来月には、氏名等をご報告できると考えております。
	次に、さざんか祭りについてです。11月3、4日に金城でさざんか祭りが開催されました。例年通り、金城の農業委員の方が主体となりまして農地相談ブースを出しました。今回3件の相談が

	<p>ありました。農地の相談は多いとは言えないかもしれませんが、農業委員会の活動やPRにはなったと考えております。今後の展開も検討していきたいと考えます。</p> <p>最後に、農地パトロールについてです。まだ提出しておられない方がおられました、提出していただけたらと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>
会 長	<p>それではここで、先般 11 月 15、16 日の 2 日間、中四国ブロックの女性農業委員会研修会がございまして、徳島県の方で。佐々木京子委員が出席をしておりますので両日の研修会の報告をさせていただきますので、少し時間をくださいませ。それではよろしくお願いいたします。</p>
18 番 (佐々木京子委員) 1	<p>すいません、もうお時間が押しているのにありがとうございます。11 月 15、16 日両日徳島県で行われました女性農業委員会の研修大会に行きました。それでいろいろな発表がありました。1 点だけ私が心に残ったものを報告させていただきます。徳島県の金井ファームというところでご夫婦で水耕ハウスを 14,000 m<sup>2</sup> 作っておられて、人参で JA に出荷して 60 億以上をされている、他にレタスとかいろんなレタスを作って販売されております。それで、ご主人と奥さんと 2 人でそれぞれに役割を持ちながらされているのが、今後の農業はこういう形になっていくんだなというのを感じました。それで、このご夫婦でされていて直営の飲食店もされていて、そこではアクリエという店ですがカフェというか飲食店なのですが、女性のスタッフさんも正社員として使っておられまして、この奥さんの方が発表されたんですけど最後に女性として男性の苦手な部分をフォローすること、女性が活躍するためには正社員を副主任に抜擢して女性を応援する、飲食店で女性の正社員を使う、女性の働きやすい職場作りに努める、ということをおられました。積極的に女性と男性と一緒に経営をしていこうという姿がとても印象に残りました。それで農業委員としてお手伝いできることって、浜田でも夫婦で頑張っておられる方が金城やら弥栄やらおられますけど、何か販売するにしてもこの方はスーパーで自分の野菜が 1 番目立つ様なパッケージをデザイナーさんと相談しながら作って売っておられます。やっぱりそのパッケージもそうだし POP もそうですけど、そういう努力もあつての販売がもっと伸びる形になっているのを感じましたので、皆さんも最近はそういうことをいろんなところで聞きますが、実際にやるということの大切さを感じました。浜田におられる I ターンでありいろんなことありの新しい担い手を、農業委員としてというよりも私も生産者なので何かお手伝いできたらいいとは思いますが、そのうえ販売が伸びていくということでその農地を借りてまた伸ばしていきたいという方向につながっていけば農業委員会の役割はどこかでお手伝いできることがあるんじゃないかなと思いました。以上です。ありがとうございました。</p>

<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。研修等を活かしてくださいませ。  そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。  無い様でしたら総会を終了させていただきますが、12月の中頃にですね、農業者年金の相談を協会の方から来られまして、JAと一緒に相談をする会議をする時間を設けております。改めまして農業者年金の推進方の候補者をリストアップしますので、そのリストアップされた担当の農業委員さんはひとつよろしくお願ひしたいと思っております。それともう1点、先月も言いましたがこの29日の日に東京の方で全国の農業委員会の会長の大会がございます。その後、国会議員、たくさんおられますが、島根県選出の国会議員の方にそれぞれ要望をすることになっております。それも既に取り上げているわけですが、皆様方の方にお願ひしておきますが何か言ってほしい、お願ひしてほしいということがございましたら、後からで結構でございますので言っていただけたらと思っております。  他に無い様でしたら以上を持ちまして、第10回総会を終了します。これから寒くなると思いますが、それぞれにご自愛いただきましてご活躍をしてほしいと思っております。ありがとうございました。  ありがとうございました。</p>
------------	---

終了 午前10時57分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員